

宮 城 県 登 米 市
財 産 貸 付 一 般 競 争 入 札 案 内 書
(貸 付 条 件 付) 案 内 書
(令 和 7 年 2 月 実 施)

宮 城 県 登 米 市 役 所
総 務 部 総 務 課 財 産 係

目 次

一般競争入札物件	2
一般競争入札の流れ	4
一般競争入札実施要領	5
入札心得	10
入札物件概要	12
賃貸借契約書	31
【 一般競争入札申請様式 】		
• 一般競争入札参加申込書	41
• 委任状（入札代理用）	42
• 入札書	43
• 入札保証金還付(振込)依頼書	44
• 市有財産借受申請書	45
• 委任状（借受申請・賃貸借契約等の手続き用）	46

一 般 競 争 入 札 物 件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積 (図上面積)	最低入札価格 (年額)	貸付 期間
物件 1	土地	登米市南方町十二山 442 番 6	宅地	700.00 m ²	99,000 円	5 年

貸 付 条 件

- (1) 資材置場等として使用し、建物等の建築は行わないこと。
- (2) 貸付地周辺の桜の木は、伐採しないこと。

一 般 競 争 入 札 物 件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積 (図上面積)	最低入札価格 (年額)	貸付 期間
物件 2	土地	登米市南方町西山成前 141 番	宅地	608.00 m ²	248,000 円	5 年
	建物		木造平屋建	97.72 m ²		

一般競争入札物件

番号	区分	所在	地目等	貸付面積 (図上面積)	最低入札価格 (年額)	貸付期間
物件3	土地	登米市南方町堂地212番 登米市南方町堂地217番 登米市南方町堂地218番1	学校用地 宅地 宅地	2,434.03 m ²	726,000円	5年
	建物	登米市南方町堂地218番1 登米市南方町堂地218番1 登米市南方町堂地218番1	鉄骨造 鉄骨造 木造	431.00 m ²		

貸付条件

- (1) 公益目的事業の用途に使用すること。
- (2) 契約については、東郷小学校において落札者の事業内容を了承した場合に締結する。

一 般 競 争 入 札 の 流 れ

令和7年1月6日（月）から 令和7年1月27日（月）まで	一般競争入札案内書の交付及び 参加申込書の受付
↓	
令和7年1月20日（月） 物件1：午前10時30分から正午まで 物件2：午後1時30分から午後3時まで 令和7年1月21日（火） 物件3：午前10時30分から正午まで	現地説明会（参加は任意） ※ 参加をご希望される方は、令和7年1月16日（木）までに登米市総務部総務課財産係までご連絡ください。 ※ 連絡がない場合、現地説明会は開催しません。 ※ 現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。
↓	
令和7年1月29日（水）まで	入札保証金の納付 各自が入札を行う金額の100分の5以上 (円未満切り上げ)
↓	
令和7年2月3日（月）	入札参加資格確認通知書送付
↓	
令和7年2月10日（月） 物件1：午前10時から (受付開始 午前9時30分から) 物件2：午前11時から (受付開始 午前10時30分から) 物件3：午後2時から (受付開始 午後1時30分から)	入札 登米市役所迫庁舎 2階 情報公開室 (入札参加資格確認通知書持参)
↓	
入札日と同日落札	落札者から市有財産借受申請書の提出 申請書の提出は令和7年2月17日（月）まで
↓	
令和7年2月28日（金）まで	契約の締結
↓	
貸付開始	市有財産借受申請書に記載の期日より、貸付が開始となります。 貸付料は市の指定する方法で納めていただきます。
↓	
貸付期間満了通知	貸付期間満了の1年～6か月前に、期間満了の通知を送付いたします。
↓	

貸付期間満了	更新されることなく、期間満了により確定的に契約は終了します。 ただし、市と協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。
--------	---

一般競争入札実施要領

1 入札参加者の資格及び入札の参加方法等

(1) 入札参加者の資格

次に該当する者は、入札参加資格を有しない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ていない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 国税、県税及び市税を滞納している者
- ⑤ 公有財産事務に従事する市の職員

(2) 入札参加者の資格の確認

- ① 入札に参加を希望する方は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。
なお、期限までに申込書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められる方は、入札に参加することができません。
- ② 入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。
- ③ 入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を入札参加資格通知書により通知します。なお、入札参加資格を有しない者については、その理由を付して通知するものとします。
- ④ 入札参加資格を有しないとされた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内に、書面をもって市に説明を求めることができます。
- ⑤ 上記の求めがあった場合において、当該請求に理由がないと認める場合にあっては速やかに文書によりその旨を回答し、当該請求に理由があると認める場合にあっては

入札参加資格を有する者として当該入札に参加させる旨を通知します。

(3) 財産貸付一般競争入札案内書の交付期間及び方法

令和7年1月6日(月)～令和7年1月27日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、登米市役所総務部総務課財産係(迫庁舎2階)において交付します。または、登米市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 提出書類

◇一般競争入札参加申込書(使用印鑑は印鑑登録のあるもの)

◇添付書類(各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。)

- 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、④身分証(運転免許証、健康保険被保険者証の写し等)、⑤国、県及び市税の納税証明書(各1通)

※③の身分証明書は④の運転免許証等の写しではありません。

- 法人 ①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税証明書(各1通)

※ 複数の物件に対して参加申込みする場合は、2枚目以降の参加申込書に添付する書類を省略できるものとします。

(5) 申込書の提出期間、場所及び方法

令和7年1月6日(月)～令和7年1月27日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、登米市役所総務部総務課財産係まで持参してください。

《提出先》

- ・登米市役所 総務部 総務課 財産係(迫庁舎2階)
- ・〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
- ・電話 0220-22-2091(内線1431)
- ・FAX 0220-22-3328

(6) 入札保証金

① 入札に参加される方は、各自の入札を行う金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額の入札保証金が必要です。

② 入札保証金は、**令和7年1月29日(水)**までに、登米市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます(振込手数料は入札参加者の負担となります)。

(注) イ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後還付します。

ロ 落札者の入札保証金は、貸付契約締結後、還付します。

ハ 納付を受けた入札保証金を還付する場合は、利息を付しません。

ニ 落札者が、登米市が指定した日までに契約を締結されない場合、落札は無効となり入札保証金は登米市に帰属し還付できませんので、ご注意ください。

《入札保証金振込先》

金融機関名 みやぎ登米農業協同組合 本店
口座番号 普通 0000053
口座名 登米市会計管理者 (トメカケカシヤ)

2 入札

(1) 入札の日時、場所

	日 時	場 所
物件 1	令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午前 10 時から (受付開始 午前 9 時 30 分から)	登米市役所迫庁舎 2 階 情報公開室
物件 2	令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午前 11 時から (受付開始 午前 10 時 30 分から)	
物件 3	令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午後 2 時から (受付開始 午後 1 時 30 分から)	

- (注) イ 入札心得を十分お読みのうえご参加ください。
ロ 受付は、入札開始時間の 30 分前から行います。
ハ 入札時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札時の持参品等

- ◇入札参加資格通知書 (市役所から発送した通知書)
- ◇印鑑 (入札書と同一の印鑑)
- ◇銀行の振込み受付書等入札保証金を振り込んだことを証明する書類
- ◇入札保証金還付 (振込) 依頼書
- ◇委任状 (代理人の場合のみ)

(3) 入札の方法

- ① 入札者は、入札書を作成し、指定の日時に指定の場所に持参し提出しなければなりません。郵送による入札は認めません。
- ② 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取消することができません。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を入札の執行を担当する職員に提出しなければなりません。
- ④ 開札は、入札締切後直ちに行います。
- ⑤ 入札回数は、1 回とします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- ② 記名押印がない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- ④ 同一入札事項について同一人が同時に 2 通以上の入札書を提出した入札
- ⑤ 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

- ⑥ 最低入札価格に達しない金額での入札
- ⑦ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正の行為をした者の入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない者、入札会場の秩序を乱した者の入札

(5) 落札者の決定

- ① 最低入札価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 上記に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

3 契約の締結等

(1) 市有財産借受申請書の提出

落札者の方には、落札後速やかに市有財産借受申請書（使用印鑑は印鑑登録のあるもの）を提出していただきます。

(2) 貸付料

貸付料は、落札が決定した入札書記載の価格となります。

(3) 賃貸借契約の締結

賃貸借契約の締結は、令和7年2月28日（金）までに行います。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除とします。

4 貸付の期間

- ① 貸付の期間は5年とします。
- ② 物件2及び物件3については、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約となります。更新されることなく、期間満了により確定的に契約は終了します。ただし、市と協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。
- ③ 貸付に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は貸付の期間に含まれます。

5 貸付料の支払い方法

支払方法は、以下の通りになります。

- (1) 年1回、市の指定する方法により、契約書に記載の貸付料を納付いただきます。

6 その他

(1) 使用上の制限を下記の通りとします。

- ① 騒音、悪臭、粉塵、土壌汚染、汚水の垂れ流し、特別管理産業廃棄物等の保管等著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用できない。
- ② 政治又は宗教的な用途に使用することはできない。
- ③ 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122条)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業

の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77条)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けることはできない。

- ④ その他、登米市が不適切と判断する用途に使用することはできない。
- ⑤ 上記に違反した場合には、契約を解除するものとする。

(2) 契約締結後、貸付物件の種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があることや、予期せぬ地中埋設物等を発見しても、原則として貸付代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(3) 入札物件は、事業により予告なく入札を変更し、又は中止することがあります。なお、この場合、入札に参加した費用(調査費等)は補償しません。

【当該入札物件に関するお問い合わせ先】

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市役所(迫庁舎2階) 総務部総務課財産係
電話: 0220-22-2091(総務課直通)

入 札 心 得

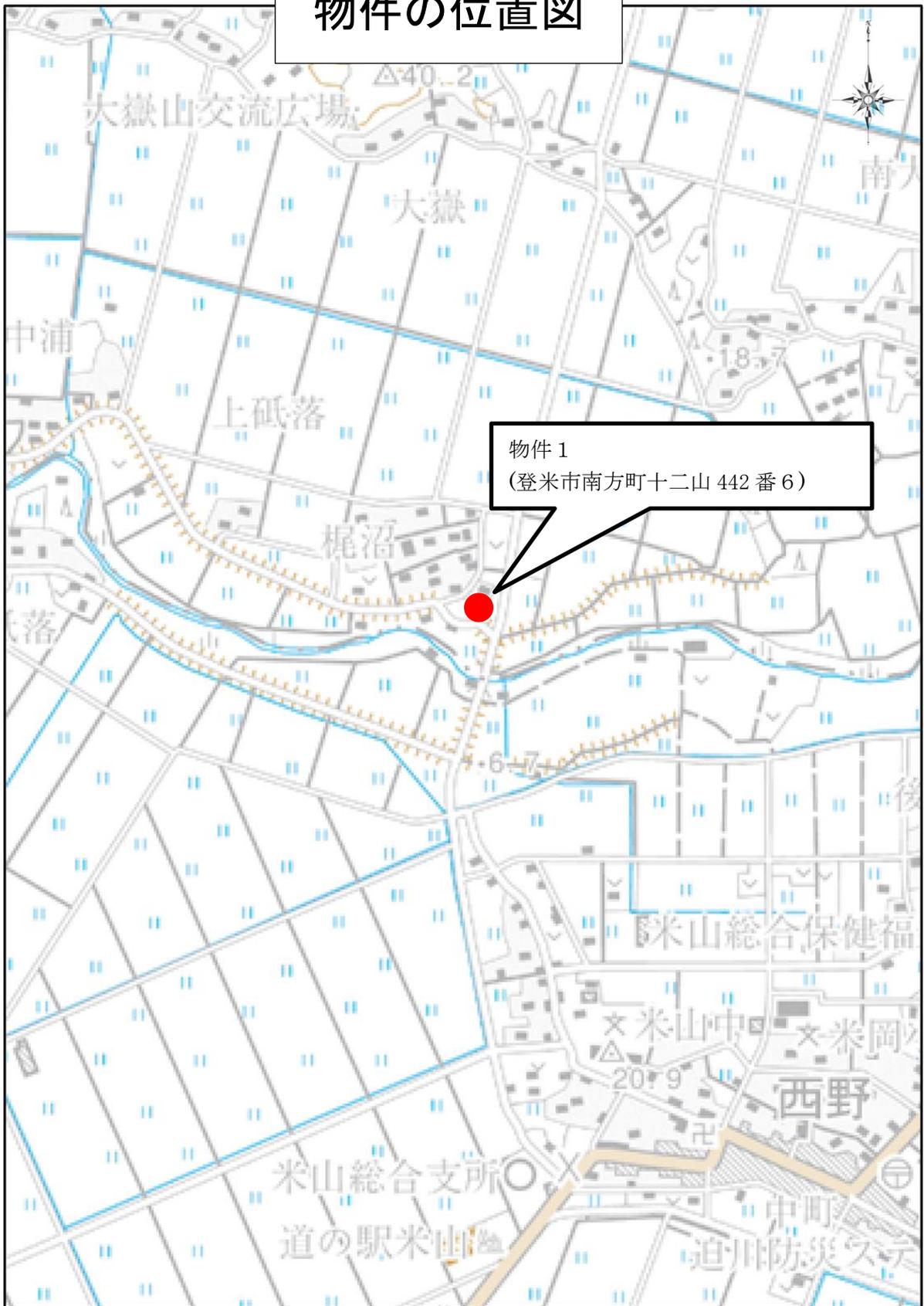
- 第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）、本入札心得、入札物件概要及び契約書を熟覧し、現場を確認の上入札してください。この場合において図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。
- 2 入札書は、代理人により入札させるときは、その委任状を提出させてください。
 - 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を立てることはできません。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがあります。
- 第5条 入札者は、令和7年1月29日（水）までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を登米市が指定する口座に振り込まなければなりません。
- 第6条 入札書には、入札件名、入札金額、入札年月日並びに入札者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、入札者の印（法人の場合は、社印及び代表者の印）を押印してください。ただし、代理人による場合は、被代理人の住所、氏名を代理人欄に記載し、代理人が記名押印してください。
- 第7条 入札参加者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積誤り、書き誤り、その他の動機等の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とします。
- 1 実施要領1の(1)により、入札参加資格のないものが入札したとき。
 - 2 一般競争入札参加申込書を提出していないとき。
 - 3 第5条に定める入札保証金の払込みを、登米市が指定する期日までに完了しなかったとき。
 - 4 入札金額を記載していない又は入札金額が訂正されているとき。
 - 5 入札書に記名又は押印のいずれかを欠くとき。
 - 6 入札書の内容が誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭のとき。
 - 7 委任状を入札前までに提出していない代理人が入札したとき。
 - 8 2通以上の入札書をもって入札したとき。
 - 9 明らかに連合によると認められるとき。

- 10 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしていると認められるとき。
 - 11 入札に際し、他人の競争を妨げ又は係員の職務の遂行を妨害したとき。
 - 12 その他の入札に関する条件に違反したとき。
- 第9条 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で、最高価格入札者及びその入札金額のみを公表します。
- 第10条 有効な入札をした者のうち、最低入札価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者とします。
- 第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 第12条 入札保証金は、落札されなかった方については入札終了後還付します。なお、事務手続き上、還付までに20日程度を要し、振込口座は入札保証金還付（振込）依頼書のとおりとします。
- 2 落札者の入札保証金は、契約締結後に返還します。
- 第13条 落札者は、交付された契約書の案に登米市が指定した日までに契約を締結しなければなりません。
- 2 落札者が前項に規定する期間までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となります。
- 第14条 契約保証金は免除とします。
- 第15条 入札をした者は、入札後、実施要領、本入札心得、入札物件概要及び契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 第16条 本心得に定めのない事項は、すべて登米市の規程の定めるところにより処理します。

入 札 物 件 概 要

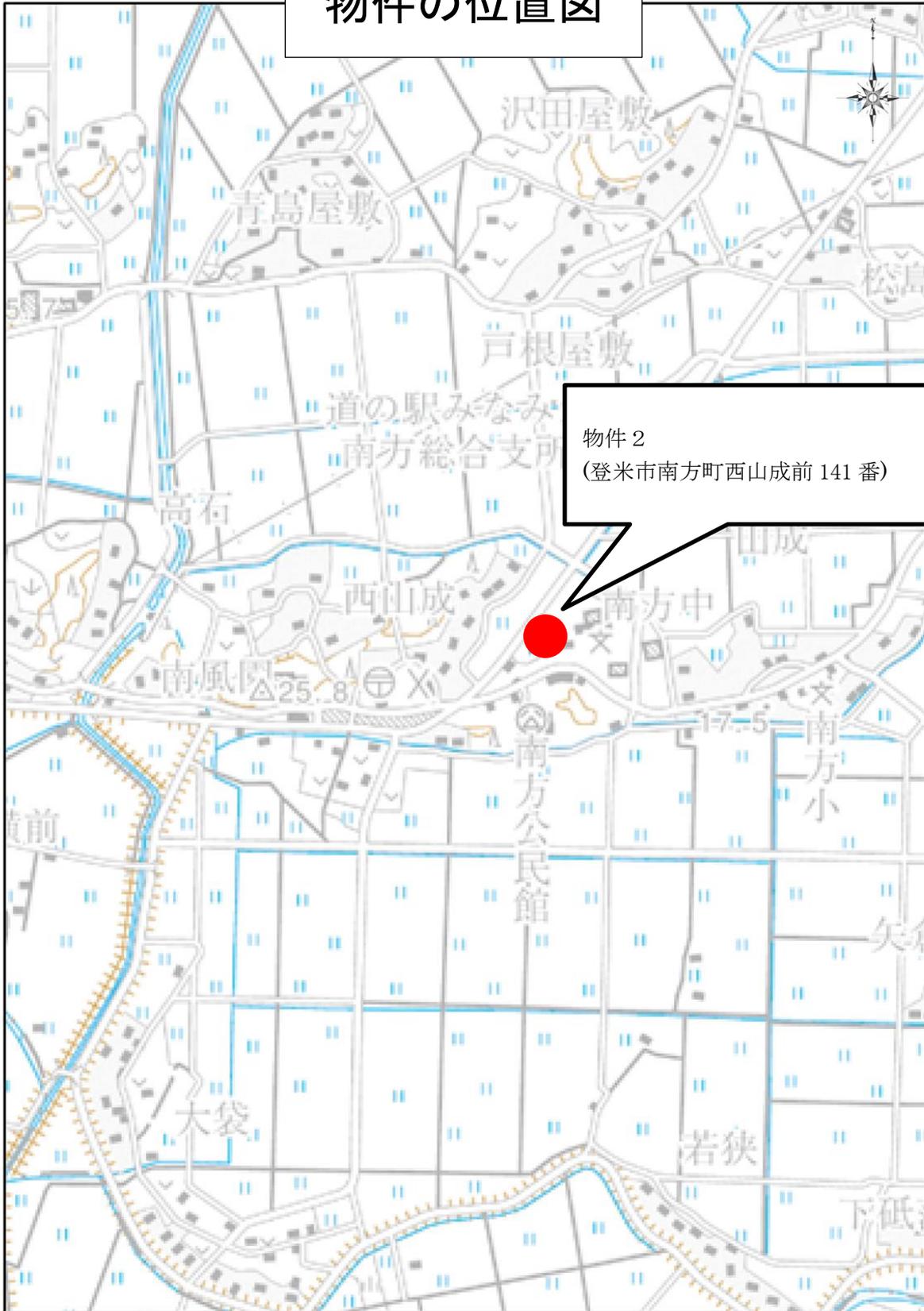
- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。**
- 4 必ず事前に現地を確認してください。

物件の位置図



物件 1
(登米市南方町十二山 442 番 6)

物件の位置図



物件の位置図



物 件 概 要

【土地】				
物件番号	1	所在地	登米市南方町十二山 442 番 6	
貸付面積	700.00 m ²	地 目	宅 地	
最低入札価格(年額)		99,000 円		
接面道路の状況	北側に梶沼 3 号線 南側に高石・梶沼線			
法令等による制限	都市計画区域外			
私道等の負担に関する事項	負担の有無		無	
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名
				電話番号
	電 気	東北電力	無	東北電力（コールセンター） 0120-175-466
	ガ ス	プロパンガス	無	
	上水道	登米市上下水道部	無	登米市水道お客様センター 0120-023-151
	浄化槽	登米市上下水道部	無	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320
地勢など	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内、土砂災害警戒区域外（詳細は登米市 HP にて確認してください。） ・市道高石・梶沼線に面したところに、防火水槽が設置されている。 ・市道沿い・東側・北側に桜などの木が存在します。 ・敷地の南西角に、パンザマストが設置されています。 			
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市民バス（砥落橋停留所）から約 1.6 km ・三陸自動車道（登米 I C）から約 12.7 km ・JR 東北本線（陸前豊里駅）から約 10.3 km 			
<ul style="list-style-type: none"> ・登米市民病院へ 約 5.5 km ・登米市役所南方総合支所へ 約 5.6 km ・東郷小学校へ 約 2.3 km ・南方中学校へ 約 4.9 km ・佐沼警察署へ 約 6.3 km 				

物件1 登米市南方町十二山 442 番6 (現地写真)



※ 赤線内が概ねの貸付範囲です。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

物件1 登米市南方町十二山 442 番 6 (土地登記簿)

公用 宮城県登米市南方町十二山 442-6 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000041855
地図番号	U43	筆界特定	[余白]		
所在	登米郡南方町十二山	[余白]			
	登米市南方町十二山	平成17年4月1日行政区画変更 平成17年10月6日登記			
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
442番6	池沼	1973		[余白]	
[余白]	溜池	2455		②年月日不詳変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和48年3月12日〕	
[余白]	[余白]	2016		③442番6、442番15に分筆 〔平成5年7月28日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	
[余白]	宅地	2016	22	②③昭和58年12月25日地目変更 〔平成15年9月1日〕	
[余白]	[余白]	1971	78	③442番6、442番18に分筆 〔平成15年9月10日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和56年7月30日 第8500号	所有者 登米郡南方町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年2月9日 第1277号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年6月16日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 勇 光

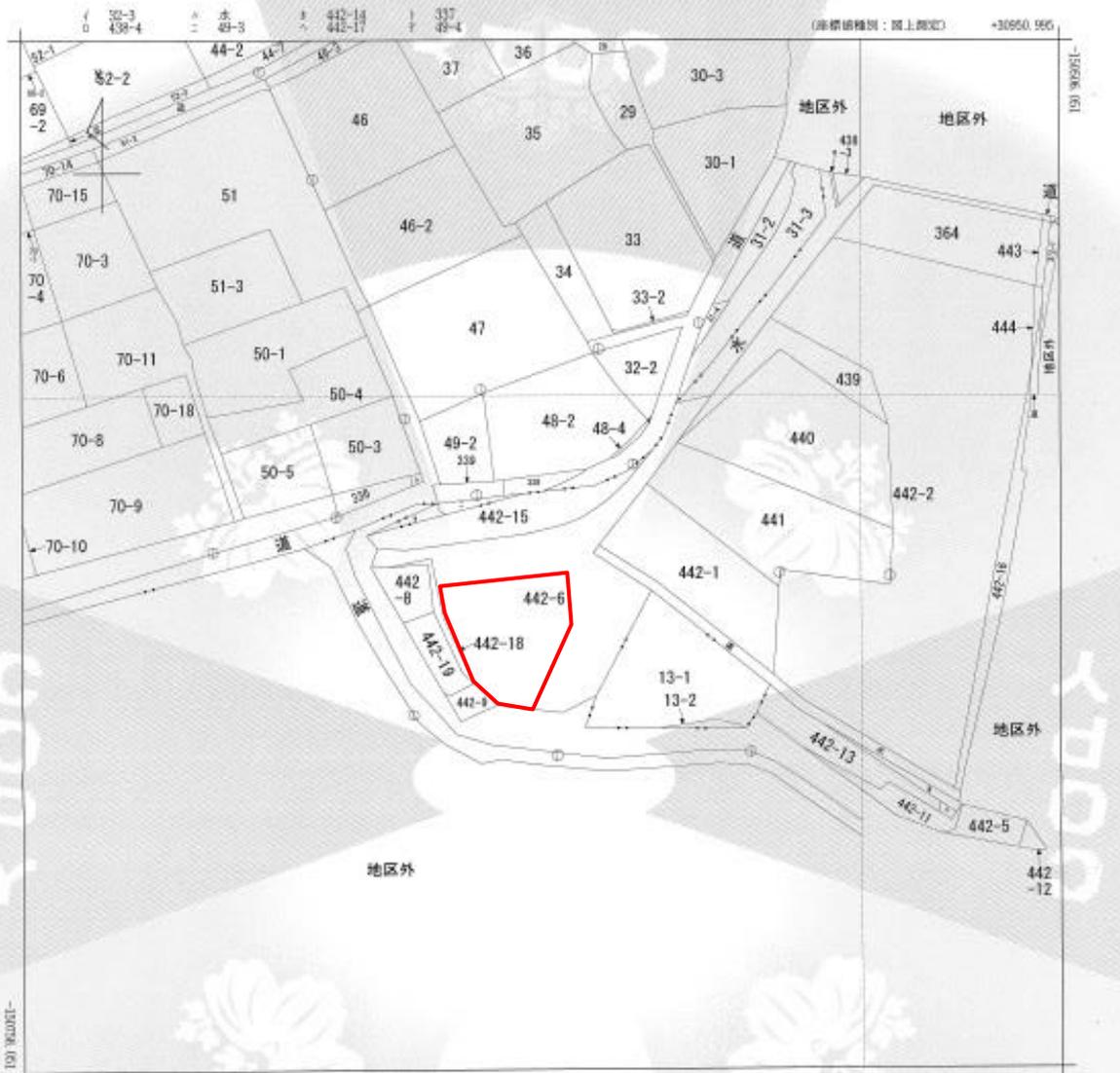


* 下線のあるものは法的事項であることを示す。

整理番号 D00171 (1/2)

1/1

(公図) ※赤枠内は概ねの貸付面積となります。



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ [toriseketaihoiguaki2011.par] による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ [iwateniyuzi2006.par] による修正がされています。

請求部分	所在 登米市南方町十二山			地番	442番6				
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年12月			貸付年月日(原図)		補事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年6月16日
 仙台法務局登米支局 登記官 後藤勇光
 請求番号: 3-1 (1/1)



公図

物 件 概 要

【土地・建物】				
物件番号	2	所在地	登米市南方町西山成前 141 番	
土地貸付面積	608.00 m ²	地 目	宅 地	
建物貸付面積	97.72 m ²	建物構造	木造平屋建	
最低入札価格(年額)		248,000 円		
接面道路の状況	北東側に山成 2 号線			
法令等による制限	都市計画区域外			
私道等の負担に関する事項	負担の有無		無	
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名 電話番号
	電 気	東北電力	有	東北電力（コールセンター） 0120-175-466
	ガ ス	プロパンガス	無	
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター 0120-023-151
	下水道	登米市上下水道部	有	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320
	地勢など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域外（詳細は登米市 HP にて確認してください。） ・ 敷地東側が幅約 5 m の市道に約 10m 接しています。 ・ 敷地内の一部が、隣接する南方総合支所市民課所管の住宅（空き家）及び私有地（畑）への通路として利用されています。 ・ 精神障害者共同作業所、精神障害者小規模作業所、障害者地域活動センター等として令和 5 年度まで使用されていました。 ・ 建物内にある物品は、利用可能です。 		
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バス（南方中学校前停留所）から約 0.5 km ・ 三陸自動車道（登米 I C）から約 11.7 km ・ JR 東北本線（瀬峰駅）から約 8.7 km 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登米市民病院へ 約 4.8 km ・ 登米市役所南方総合支所へ 約 0.8 km ・ 南方小学校へ 約 0.7 km ・ 南方中学校へ 約 0.1 km ・ 佐沼警察署へ 約 4.7 km 				

物件2 登米市南方町西山成前 141 番（現地写真）



※ 赤線内が概ねの貸付面積で黄線内が建物です。

（現地写真）

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

物件2 登米市南方町西山成前 141 番(土地登記簿)

公用 宮城県登米市南方町西山成前 141 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000046007
地図番号	M22	筆界特定	[余白]		
所在	登米市南方町西山成前				[余白]
	登米市南方町西山成前				平成17年4月1日行政区画変更 平成17年10月7日登記
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番	田	644		[余白]	
[余白]	宅地	644.00		②③昭和48年3月23日地目変更 〔昭和48年4月6日〕	
[余白]	[余白]	1169.12		③142番、143番、144番を合筆 国土調査による成果 〔昭和54年5月18日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	[余白]	所有者 登米市南方町 昭和54年5月18日登記 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年2月10日 第1312号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月29日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 勇 光

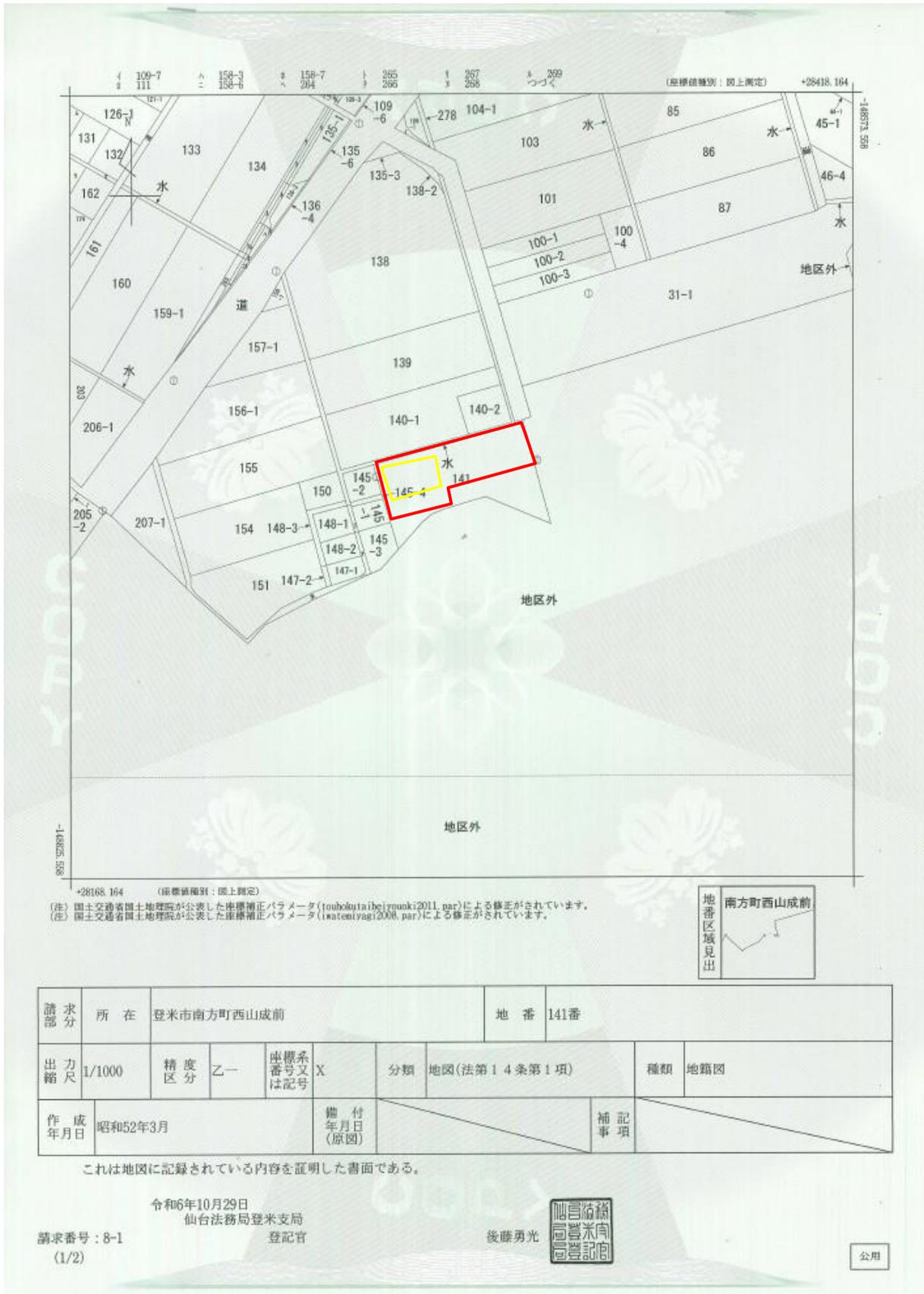


* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D09580 (1/1)

(公図)



+28168.164 (座標補正別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (touboku/n/ibc/tpunk12011.par) による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (katent/vag/2008.par) による修正がされています。



請求部	所在	登米市南方町西山成前			地番	141番	
出力尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日	昭和52年3月			備考年月日(原図)		補記事項	
種類		地籍図					

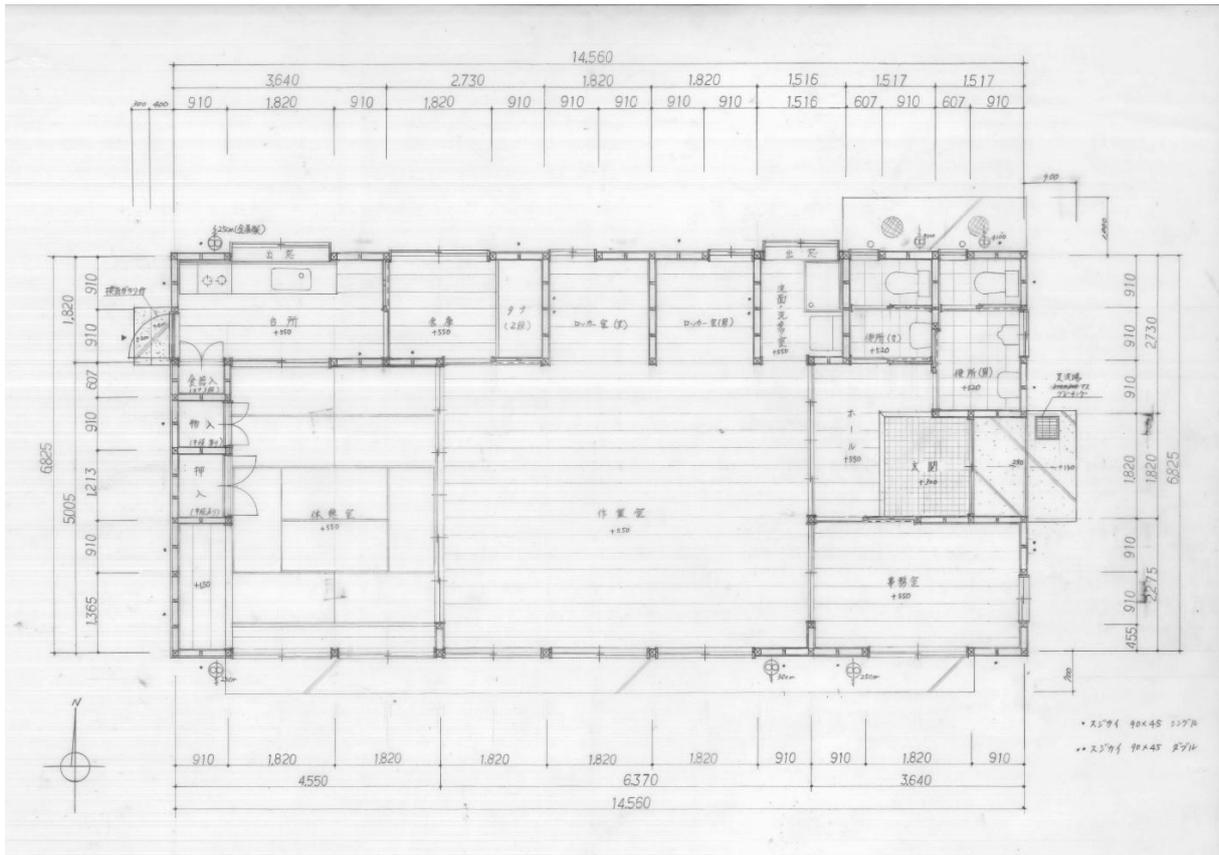
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月29日
 仙台法務局登米支局 登記官
 請求番号：8-1 (1/2)

後藤勇光

公用

(建物平面図)

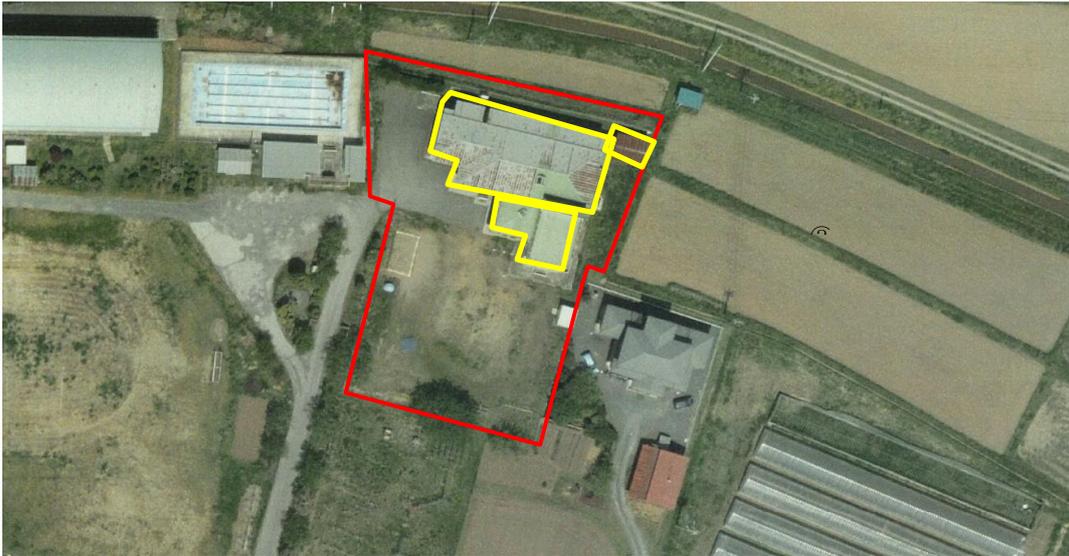


物 件 概 要

【土地・建物】				
物件番号	3	所在地	登米市南方町堂地 212 番、217 番、218 番 1 (土地) 登米市南方町堂地 218 番 1 (建物)	
土地貸付面積	1,205 m ² (212 番) 62.00 m ² (217 番) 1,167.03 m ² (218 番 1)	地 目	学校用地 宅地 宅地	
建物貸付面積	260.00 m ² (園舎 1) 155.00 m ² (園舎 2) 16.00 m ² (倉庫)	建物構造	鉄骨造 鉄骨造 木造	
最低入札価格(年額)		726,000 円		
道路の状況	南側に新井宿・堂地線			
法令等による制限	都市計画区域外			
私道等の負担に関する事項	負担の有無	無		
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名 電話番号
	電 気	東北電力	無	東北電力 (コールセンター) 0120-175-466
	ガ ス	プロパンガス	無	
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター 0120-023-151
	下水道	登米市上下水道部	有	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320
	地勢など	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内、土砂災害警戒区域外 (詳細は登米市 HP にて確認してください。) ・当該地への通路は、東郷小学校敷地内を通行する必要があり、通路の使用については、契約前に学校側と協議が必要になります。車両の通行頻度等によっては、安全確保に係る費用負担が発生する場合があります。 ・本物件は旧東郷幼稚園として利用されていました。 ・隣接する小学校の運営に支障がないよう、借受者の業種等について一定の制限が必要になります。 ・建物内にある物品 (キャビネット類、児童用机椅子等) については、撤去します。また、施設エアコンは、補助事業により設置しているため取り外します。 ・その他物品については利用可能です。 		
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市民バス (原停留所) から約 2.0 km ・三陸自動車道 (登米 I C) から約 9.7 km ・JR 東北本線 (新田駅) から約 11.8 km 			

- ・登米市民病院へ 約 3.4 km
- ・登米市役所南方総合支所へ 約 3.9 km
- ・東郷小学校へ 約 0.1 km
- ・南方中学校へ 約 3.7 km
- ・佐沼警察署へ 約 4.3 km

物件3 登米市南方町堂地 212 番、217 番、218 番 1 (現地写真)



※ 赤線内が概ねの貸付面積で黄線内が建物です。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

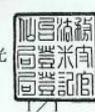
物件3 登米市南方町堂地 212 番(土地登記簿)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000048314
地図番号	N25	筆界特定	[余白]		
所 在	登米市南方町堂地			[余白]	
	登米市南方町堂地			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年10月7日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
212番	畑	1239		[余白]	
[余白]	田	1205		②年月日不詳変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和48年1月30日〕	
[余白]	学校用地	[余白]		②昭和50年7月8日変更 〔昭和50年7月8日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	
権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		
1	所有権移転	昭和50年6月23日 第4943号	原因 昭和50年6月1日売買 所有者 登米市南方町 順位6番の登記を移記		
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日		
2	所有権移転	平成18年2月9日 第1271号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市		



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年11月22日
仙台法務局登米支局 登記官 後藤 勇 光



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申請に基づき、登記官が照査で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D10114 (1/4)

登米市南方町堂地 217 番(土地登記簿)

公用 宮城県登米市南方町堂地 217 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000048319
地図番号	N25	筆界特定	[余白]		
所在	登米郡南方町堂地	[余白]			
	登米市南方町堂地	平成17年4月1日行政区画変更 平成17年10月7日登記			
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
217番	山林	49		[余白]	
[余白]	[余白]	62		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和48年1月30日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日		
[余白]	宅地	6200		②③平成3年11月1日地目変更 〔平成12年9月1日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年7月25日 第7145号	原因 平成2年7月6日民法第958条の3の 審判 所有者 登米郡南方町堂地42番地 佐々木新助 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成12年8月29日 第5239号	原因 平成12年8月11日売買 所有者 登米郡南方町
3	所有権移転	平成18年2月9日 第1271号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市

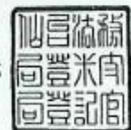


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年11月22日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 勇 光



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が専権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D10114 (2/4)

1/1

登米市南方町堂地 218 番 1 (土地登記簿)

公用 宮城県登米市南方町堂地 218-1 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000048320
地図番号	N25	筆界特定	[空白]		
所在	登米郡南方町堂地	[空白]			
	登米市南方町堂地	平成17年4月1日行政区画変更 平成17年10月7日登記			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
218番1	畑	1061		[空白]	
[空白]	宅地	1167	03	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和48年1月30日〕	
[空白]	[空白]	[空白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和41年9月13日 第5100号	原因 昭和41年4月1日売買 所有者 登米郡南方町 順位10番の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年2月9日 第1271号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市

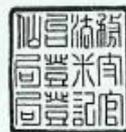


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年11月22日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 勇 光



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

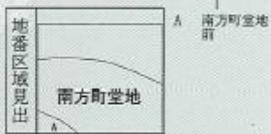
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D10114 (3/4)

(公図)



+31418.902 (標高値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (soukutsuhojisyuoki2011.par) による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (iwatechiyagi2008.par) による修正がされています。



請求部	所在	登米市南方町堂地			地番	212番	
出縮力尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日	昭和43年12月			備付年月日(原図)		補記事項	
						種類 地籍図	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年11月22日
 仙台法務局登米支局
 請求番号：3-1
 (1/1)
 登記官

後藤勇光

公用

土地賃貸借契約書

貸付人登米市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、の
賃貸借について、次の条項により契約を締結し、また、甲と連帯保証人は、次の条項により連帯
保証契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
		m ²	

（別添図面朱線内部分）

（使用目的）

第2条 乙は、貸付物件を申請の目的に従い、別添図面のとおりとして使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、年月日から年月日までとする。

2 乙は、貸付期間を更新しようとするときは、前項の期間満了の3か月前までに文書をもって甲に申し込み、甲の書面による承諾を得なければならない。

（貸付料）

第4条 貸付料の年額は、金円とする。

（貸付料の支払）

第5条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により指定した期日までに甲に支払わなければならない。

（貸付物件の引渡し）

第6条 甲は、年月日に貸付物件を乙に引渡すものとする。

（履行遅滞に係る違約金）

第7条 甲は、乙が前条に定める期日までに貸付料を支払わないときは、当該金額（その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき又はその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（契約不適合の場合の取扱い）

第9条 乙は、本契約締結後において、貸付物件について種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、既払いの貸付料の返還、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消

費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合において、貸付物件の種類又は品質が契約の内容に適合しないとき、第 6 条に定める引渡しの日から 2 年間は、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第 10 条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

（使用上の制限）

第 11 条 乙は、貸付物件の区域を明確にするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由及び具体的な計画を付した書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（修繕義務等）

第 12 条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持保存その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（実地調査等）

第 13 条 甲は、貸付料債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（特別違約金）

第 14 条 乙は、第 10 条及び前条に定める義務に違反したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で甲の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、乙が本契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えた場合に支払う損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（1） 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

（2） 甲又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（1） 第 2 条に定める目的が失われたとき。

（2） 災害その他やむを得ない事由により、貸付物件が使用できなくなったとき。

3 乙は、甲が第 1 項第 1 号の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

（1） 乙又は乙の役員等が、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が乙の経営に実質

的に関与していると認められるとき。

(2) 乙、乙の役員等又は乙の経営に実質的に関与している者（以下「乙関係者」という。）が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

2 乙は、前各号の規定により契約が解除された場合において、貸付料年額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（貸付物件の返還）

第17条 貸付期間が満了したとき又は第15条及び前条の規定により本契約が解除となったときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状回復の上、甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第15条及び第16条の規定により本契約が解除となった場合において貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（工 事）

第19条 乙は、貸付物件を申請の目的に従った用途に使用するため、土地の掘削等を行う場合は、埋戻等の復旧を十分に行うものとし、工事完了後は甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査の結果復旧が完全でないとき、工事のやり直し等必要な指示をするものとし、乙はその指示に従わなければならない。

3 乙は、前2項の工事施工に際しては、通行等の安全確保するため十分な措置を講じなければならない。

（契約の費用）

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（連帯保証人）

第21条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生ずる一切の債務を負担するものとする。なお、連帯保証人が個人の場合、連帯保証人が甲に対して負担する債務は、金 円を限度とする。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ甲が承認する者でなければならない。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 本契約に係る債務の保証能力を有すること。

(3) 登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4項に規定する暴力団員等でないこと。

3 乙は、連帯保証人が前項に定める要件を欠くこととなったときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

4 連帯保証人が個人の場合、民法（明治29年法律第89号）第465条の4第1項第3号により連帯保証人の元本が確定したときは、乙又は包括承継人は第1項の極度額を上限として、甲が承認する新たな連帯保証人を立てなければならない。

5 甲の連帯保証人に対する履行請求は、民法（明治29年法律第89号）第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有する。

6 甲は、連帯保証人の請求があったとき、連帯保証人に対し、遅滞なく乙の氏名や所在、連絡先、貸付料の支払状況、延滞金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務に関する情報を提供しなければならない。

（その他）

第22条 本契約に関し、疑義を生じたとき又は定めない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

本契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲（貸付人）

乙（借受人） （住所）

（氏名）

連帯保証人 （住所）

（氏名）

定期建物賃貸借契約書

貸付人登米市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、の賃貸借について、次の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結し、また、甲と連帯保証人は、次の条項により連帯保証契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

【土地】

所在地	区分	数量	摘要
		m ²	

【建物】

所在地	区分	数量	摘要
		m ²	

（別添図面朱線内部分）

（使用目的）

第2条 乙は、貸付物件を申請の目的に従い、別添図面のとおり及びその敷地として使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 本契約は更新されることなく、期間満了により確定的に終了する。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

（貸付料）

第4条 貸付料の年額は、金 円とする。

（貸付料の支払）

第5条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により指定した期日までに甲に支払わなければならない。

（貸付物件の引渡し）

第6条 甲は、年 月 日に貸付物件を乙に引渡すものとする。

（履行遅滞に係る違約金）

第7条 甲は、乙が前条に定める期日までに貸付料を支払わないときは、当該金額（その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき又はその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(契約不適合の場合の取扱い)

第9条 乙は、本契約締結後において、貸付物件について種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、既払いの貸付料の返還、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合において、貸付物件の種類又は品質が契約の内容に適合しないとき、第6条に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限等)

第11条 乙は、貸付物件の区域を明確にするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙が貸付物件を第2条に定める目的に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(修繕義務等)

第12条 乙は、貸付物件内に修繕が必要である箇所を発見したときは、速やかに甲に通知し、確認を得なければならない。

2 乙は、部分的な修繕については自ら修繕を行わなければならない。

3 甲は、主要構造部分について貸付物件を使用するために修繕が必要である場合、直ちに修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

4 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。ただし、緊急の場合で乙への通知ができない場合は、甲は、乙に事前の通知をせずに貸付物件内に立ち入り、点検及び修繕を行うことができる。

(滅失又はき損等)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

2 乙は、前項の滅失又はき損がその責めに帰する理由によるものであるときは、自己の負担において現状に回復しなければならない。

3 乙は、第1項の滅失又はき損がその責めに帰することができない理由によるものであるときは、当該滅失又はき損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付料債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若し

くは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(特別違約金)

第15条 乙は、第10条及び前条に定める義務に違反したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で甲の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の終了)

第16条 甲は、貸付期間の満了の1年前から6か月前までの間(以下、通知期間という)に、乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

2 甲は、前項の通知をしなかったときは、乙に対して本契約の終了を主張できず、乙は期間満了後も本件物件を引き続き賃借することができる。

3 甲が、通知期間の経過後、乙に対して貸付期間の満了により本契約が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に、本契約は終了する。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第2条に定める目的が失われたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由によるか否かを問わず、貸付物件が滅失又はき損その他の事由により使用・収益できなくなった場合で、第2条に定める目的を達することができないとき。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 乙又は乙の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 乙、乙の役員等又は乙の経営に実質的に関与している者(以下「乙関係者」という。)が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

2 乙は、前各号の規定により契約が解除された場合において、貸付料年額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(貸付物件の返還)

第19条 貸付期間が満了したとき又は第17条及び前条の規定により本契約が解除となったと

きは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに貸付物件内に設置した造作・設備等の撤去、貸付物件の引渡し後に生じた変更箇所、汚損及び損傷個所を原状回復の上、甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

ただし、第13条2項の規定により当該物件を現状に回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第17条及び第18条の規定により本契約が解除となった場合において貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(連帯保証人)

第23条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生ずる一切の債務を負担するものとする。なお、連帯保証人が個人の場合、連帯保証人が甲に対して負担する債務は、金 円を限度とする。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ甲が承認する者でなければならない。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 本契約に係る債務の保証能力を有すること。

(3) 登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4項に規定する暴力団員等でないこと。

3 乙は、連帯保証人が前項に定める要件を欠くこととなったときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

4 連帯保証人が個人の場合、民法（明治29年法律第89号）第465条の4第1項第3号により連帯保証人の元本が確定したときは、乙又は包括承継人は第1項の極度額を上限として、甲が承認する新たな連帯保証人を立てなければならない。

5 甲の連帯保証人に対する履行請求は、民法（明治29年法律第89号）第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有する。

6 甲は、連帯保証人の請求があったとき、連帯保証人に対し、遅滞なく乙の氏名や所在、連絡先、貸付料の支払状況、延滞金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務に関する情報を提供しなければならない。

(その他)

第24条 本契約に関し、疑義を生じたとき又は定めない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

本契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲（貸付人）

乙（借受人） （住所）

（氏名）

連帯保証人 （住所）

（氏名）

一般競争入札申請様式

- ・一般競争入札参加申込書
- ・委任状（入札代理用）
- ・入札書
- ・入札保証金還付（振込）依頼書
- ・市有財産借受申請書
- ・委任状（借受申請・賃貸借契約等の手続き用）

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

登米市長 熊谷盛廣 殿

住 所
申請人 氏 名
電 話
印

市有財産貸付に係る一般競争入札参加申込書

下記市有財産の貸付に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札実施要領、入札心得及び賃貸借契約書を承知の上、申し込みます。

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低入札価格	借地期間
				m ²	円	

1 貸付物件

2 使用目的

3 その他

(1) 添付書類

ア 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、④身分証（運転免許証、健康保険被保険者証の写し等）、⑤国、県及び市税の納税証明書

(各1通)

イ 法人 ①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税証明書

(各1通)

委 任 状

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所 _____
代理人氏名 _____ (印)
(電話) _____

代 理 人 印	
------------------	--

委 任 者

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
(電話) _____

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低入札価格	借地期間
				m ²	円	

(注) 委任者は実印（登録印）を使用し、印鑑証明書を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

入札者 住 所
氏 名 (印)
(入札者が代理人の場合は、押印は不要)

代理人 住 所
氏 名 (印)

金 円

ただし、下記物件について一般競争入札実施要領、入札心得及び売買契約書を承知の上入札します。

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低入札価格	借地期間
				m ²	円	

入札保証金還付(振込)依頼書

令和 年 月 日

登米市長 熊谷盛廣 殿

住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

入札参加のため納付した入札保証金 円の還付については、下記銀行口座
 に振込み方依頼します。

記

1 物件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低入札価格	借地期間
				m ²	円	

2 振込先

銀行名				支店名				預金の種類	口座番号
銀行 コード				支店 コード				1 普通預金 2 当座預金	
銀行				支店					
口座名				(フリガナ)					

(注)預金の種類は、1・2のいずれかを○で囲んでください。

市 有 財 産 借 受 申 請 書

年 月 日

(あて先)登米市長

申 請 人 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊟

下記の財産を借り受けたいので、貸し付けくださるよう必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 所 在 地
- 2 財 産 の 区 分
- 3 面 積 又 は 数 量
- 4 借 受 目 的 又 は 用 途
- 5 借 受 希 望 期 間

添付書類

- 1 個人の場合 住民票抄本
印鑑証明書(申請人及び連帯保証人各々1通)
- 2 法人の場合 法人登記簿謄本
定款又は寄附行為の写し
印鑑証明書(申請人及び連帯保証人各々1通)

委 任 状

住 所
氏 名

私は、上記の者を代理と定め、下記事項を委任します。

記

- 1 市有財産借受申請書の提出に関する事項
- 2 市有財産賃貸借契約の締結に関する事項
- 3 市有財産賃貸借契約の締結に伴う貸付料の納入に関する事項
- 4 上記に付帯する一切の事項

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

Ⓔ

- (注)
- 1 印鑑証明書を添付すること。
 - 2 複数で委任する場合は、連名とすること。